

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動を両立するため

お店やオフィス等での感染拡大防止対策に 要する経費を助成します

(中小企業等における感染拡大防止対策助成金)

支援の対象者

次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主、団体等

- 業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン※に基づく感染拡大防止対策を実施している ※作成されていない場合は、福井県の感染拡大防止対策ガイドライン（暫定版）
- 県内に所在する事業所等を拠点に事業活動を行っている
- 福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示している 等

参考：業種ごとの感染拡大予防ガイドライン
(内閣官房HPへのリンク)



県の「新型コロナウイルス感染拡大
防止対策ガイドライン（暫定版）」
(県HPへのリンク)



※国・地方公共団体における同種の補助制度等の対象となる事業所や、自身が管理または運営しない事業所・店舗等に出向いて活動する方など、一部対象外となる場合があります。

支援の内容

助成額：上限10万円／事業所（下限額5万円）

助成率：4／5

※カラオケを伴う飲食店等において、歌唱する場所を限定し、その飛沫防止の仕切り等を設置した場合、5万円／事業所（助成率4／5）を上限に加算

対象となる経費

令和2年7月30日（木）（福井県感染拡大注意報の発令日）以降に実施した、以下の対策にかかる費用が対象です

○飛沫感染対策費用

例：座席間への仕切り（アクリル板、透明ビニールシート等）の設置、
行列で前後の間隔を空けてもらうために貼るフロアマーカの購入 等

○換気対策費用

例：換気扇の設置、窓を開けて換気するための網戸の設置 等

○消毒・衛生管理費用

例：従業員のマスクやフェイスシールドの購入、検温のための体温計やサーモカメラの購入、
消毒液・アルコール液の購入 等

○非接触対応費用

例：キャッシュレス決済用の機器（カードリーダー等）の購入、センサー付き蛇口の設置、
照明等のタッチレススイッチの設置 等

※申請方法等は、裏面をご覧ください。

申請手続きについて

1 申請書類

以下の①～⑦を全て提出してください。

- ① 中小企業等における感染拡大防止対策助成金支給申請書兼実績報告書
- ② 誓約書
- ③ 経費の算出根拠書類（レシートの写し または 納品書および領収書の写し）
- ④ 全ての購入物品の使用状況と福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示状況が分かる写真
- ⑤ 実際に事業等を行っていることが分かる書類
 - ・企業の場合…定款、登記簿謄本の写し 等
 - ・個人事業主の場合…確定申告書第1表の写し 等
 - ・上記に加え、営業許可等を必要とする業種の場合は、営業に必要な許可証等の写し
- ⑥ 本人確認書類（個人事業主のみ。運転免許証、保険証、パスポートの写し 等）
- ⑦ 助成金の振込先口座の通帳等の写し

2 申請期間

令和2年10月13日（火）から同年12月15日（火）まで（当日消印有効）

3 申請方法

- ・申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送
- ・専用ホームページ（準備ができ次第、公開する予定。）の入力フォームに沿ってオンライン申請
※持参による申請は受け付けていません。

（宛先）〒910-8691 福井中央郵便局留め
福井県感染拡大防止助成金事務局 宛て

4 申請に必要な書類の入手方法

郵送で申請する場合、下記のいずれかの方法で、申請に必要な書類等を入手してください。

- (1) 福井県感染拡大防止助成金事務局
※ホームページは右のQRコードからアクセスするか、
「福井県 感染拡大防止助成金」で検索してください。



- (2) 県内各市町の窓口
- (3) 県内各商工会議所、商工会の窓口

【お問合せ先】

福井県感染拡大防止助成金コールセンター

☎0776-22-3615

受付時間：平日9時～17時（土日祝日を除く）